

## 我が国に分布する絶滅危惧種保全の推進

## 現状と課題

レッドリストでは、3,596種の絶滅危惧種が選定されているが、種の保存法の国内希少野生動植物種は175種に留まっている。

平成25年改正時の附帯決議において、2020年までに300種の新規指定を目指すこととされている(現在、86種を追加指定済み)。

多くの絶滅危惧種が二次的自然に依存しているが、人口減少等に伴い、自然に対する働きかけが縮小。生息環境等の維持が課題。

二次的自然に分布する一部の種については、高額取引等を背景として業者等による大量捕獲の危機にさらされている。また、積極的に保全対象とし、人の働きかけを維持するための支援等が必要。

しかし、指定に伴う規制が調査研究や環境教育等に支障を及ぼすため、現行の規制対象種とすることには問題がある場合もある。

増殖率が高く環境の改善により速やかに回復が見込まれる種については、捕獲等及び譲渡し等の規制が重要ではない場合がある。



ため池



昆虫類

## 講ずべき措置の概要

## &lt; 現行の国内希少野生動植物種 &gt;

学術研究、繁殖、教育等の目的で許可を受けた場合を除き、捕獲等及び譲渡し等は原則として禁止。

捕獲・採取・損傷

販売・交換

## &lt; 講ずべき措置 &gt;

商業目的での業者による大量捕獲等のみを抑制することができる制度改正等を検討。

販売  
大量捕獲

自己用  
少数捕獲



二次的自然に分布する種も積極的に保全対象とする

- ✓ 大量捕獲等の抑制による希少種の保全
- ✓ 保護増殖事業の実施や生息地等保護区の指定による保全